

厳しい財政環境のもとで 効率的な町政の運営を

小須戸町行政改革大綱を策定

近年、国・地方を通じ行政改革が当面の国民的課題となっている折柄、小須戸町では去る八月、行政改革推進委員会を発足させ、このたびの答申が町民の理解と協力を得て、町議会を以て同委員会から町長に対し、次のおり答申書が提出されました。

答申内容は、別記のとおりですが、小須戸町

行政改革に関する答申(全文)

第一、行政改革の必要性と基本姿勢

第一、行政改革の必要性と基本姿勢

政の簡素、合理化、定員管理の適正化等、行政改革には積極的

第二、行政改革推進の基本的姿勢

(1) 行政改革は一過性の改革ではなく、常時継続して推進することが大切であること。

(2) 改革の実施にあたっては、町民サービスを十分配慮するとともに、町民の理解と協力を得ながら逐次実施すること。

(3) 低経済成長下の厳しい財政事情のもとで、財政の健全化を図りながら、財源の有効活用、行政の役割を見極めた施策の選択、コストの縮減等の観点から見直しを行い、できる限り簡素で効率的な行政の運営に努めること。

(4) 行政改革は「縮減」のみを目的とするのではなく、時代の変化に的確に対応していくとともに、町勢発展のための必要分野に対しては積極的に充実強化を図ること。

第二、行政改革の基本方針

一、事務事業の見直しについて

社会経済情勢の変化に対応しながら、行政効率の向上を図るには常に事務事業を見直し、受益者負担の公平性を確保するため、使用料、手数料をはじめ、補助金、委託料を見直すほか、民間委託等を中心に積極的に検討を進められたい。

二、組織機構の簡素合理化

本町の事務機構については、概ね簡素化されているが、行政需要の量的、質的变化に対応し今後多課、係等の新増設は極力行わないよう努められたい。

三、給与の適正化

本町の職員給与については、国、及び他の市町村との均衡を保ちつつ、その適正化に努める必要があるが、職務の等級別分類基準、特殊勤務手当等については改正の方向で検討されたい。

四、定員管理の適正化

本町においては、定員縮減にかなり努力されているが、人件費の増大が財政硬化の大きな要因になることに留意され、今後とも省力化の方向で人事管理の適正化に努め、公務効率の向上に努力されたい。

五、民間委託、OA化等事務改革の推進

行政の効率の運営と省力化を図るため、民間委託が適当な事業については、行政責任の確保

と住民サービスの向上に留意しつつ積極的に民間委託を推進されたい。また、最近におけるOA機器の急速な進歩により事務処理の効率化、近代化を図るため、十分な検討を加え、積極的にOA化を促進し、住民サービスの向上に努められたい。

六、会館等、公共施設の設定及び管理運営の合理化

集会所施設等、公共施設については、一部管理委託をされているが、今後とも管理運営については、地域住民の理解と協力を得て、自主管理を積極的に推進するほか、公共用地の活用については、住民の広場として一層活性化の方向で検討されたい。

トキ保護募金にご協力を

日本と中国にわずか二十数羽が生息するだけとなったトキを絶滅から救うため、募金活動が行われております。

ぜひご協力ください。

目的トキを、絶滅から救うため、中国における野生トキの生息環境の整備、研究活動等に協力することを目的と

期間 昭和六十一年六月三十日まで

振込口座 加入者：新潟県トキ保護募金実行委員会

口座名 北越銀行県庁支店普通預金 一三〇四〇八九

第四銀行県庁支店普通預金 一〇四七七八七九

照会先 新潟県トキ保護募金実行委員会事務局

電話 〇二五二(局)五五一二

内線 二六九七

キャビネ版一枚

小須戸町行政改革大綱

一、基本方針

(1) 小須戸町を取りまく厳しい財政環境のなかで、多様な行政需要に対応しつつ、地域の活性化、及び住民福祉の増進を図るため、引き続き行政改革を強力に推進する。

(2) 行政改革の推進に当たっては、小須戸町行政改革推進委員会「の答申を尊重し、議会と連携しつつ関係機関が一体となって取りくむとともに、町民の理解と協力が得られるよう努める。

(3) 本大綱の実施予定期間は、昭和六十年度から昭和六十二年度までとする。

二、当面の措置事項

(1) 事務事業の見直し

○ 各種団体への補助金の額は原則として凍結する。

○ 露天市場の管理運営は関係団体の自主的運営を促す。

○ 保育園通園費助成要綱は廃止する。(昭和六十一年度)

○ 出張については、必要最少限に止め、旅費の節減に努める。

(2) 組織、機構の簡素合理化

○ 農業共済事業の広域合併は条件整備の上、促進する。

○ 幼児教育施設の再配分について検討を行う。

(3) 給与の適正化

○ 課の新増設は原則として行わない。

○ 保育園運営規程は廃止する。(昭和六十一年度)

(4) 給与の適正化

○ 特殊勤務手当のうち、運転手当、微税手当、保母手当、業務手当については、改正の方向で検討する。

○ 職務の等級別分類基準等については、国、及び他の市町村の均衡を考慮して改正の方向で検討する。

(5) 定員管理の適正化

○ 少教精鋭主義を職員配置の原則とし、適材適所の人事配置を行う。

(6) 居間委託、OA化等事務改革の推進

○ 宅地造成の開発と、実効性の高い企業誘致体制づくりを検討し、多様な誘致活動を展開する。

三、車の推進

○ OA機器の急速な進歩により、事務処理の効率化、近代化を図るため、積極的にOA化を推進する。

○ 職員一人ひとりの行政意識の向上と事務改善を図るため、職員提案制度の活用を促す。

(7) 会館等、公共施設の設定及び管理運営の合理化

○ 旧保育所跡地、小須戸小学校跡地、五本田地区の公用地については、町民の広場として活性化を図る。

小須戸町行政改革推進委員会委員名簿

10名(五十音順)

役職	氏名	住所	職業
会長	岡田六衛	横川浜	農業
会長代理	大貫巳三郎	新保	農業
	上田銀作	小須戸	農業
	坂井留次	矢代田	無職
	佐久間忠一	小須戸	商業
	中沢照夫	小須戸	会社役員
	長谷川憲一	松ヶ丘	講師
	松尾健一	鎌倉新田	農業
	丸山耕平	新保	会社役員
	山田啓一	小須戸	会社役員

奥さん『年金登録』を 忘れないで!!

現在、国民年金に任意加入されているサラリーマンの奥さん、国民年金任意加入被保険者現況届書(「現況届書」と略称します)の用紙が社会保険庁から送られてきましたか。

この届書は、第三号被保険者の確認をする大事な届書です。で、忘れないで、年金登録の手続きをしてください。

今回、届出の必要な方は、厚生年金または船員保険の加入者の妻で、次の①及び②のいずれにもあてはまる方です。

①夫が、大正十年四月二日以後に生れた者であること。

②夫の健康保険の被扶養者となっていること。

これにあてはまる方は、「現況届書」に所定事項を記入し、夫の勤務先で内容の確認を受けたうえ、昭和六十一年一月三十一日までに役場福祉係へ提出してください。なお、夫の勤務先で確認を受けない場合は、次の書類を添えて届出ください。

①健康保険被保険者証

②夫の年金手帳

「今回『現況届書』を提出された皆様へ」

あなたは、今回の届出の内容に変更がない限り、昭和六十一年四月から、国民年金の第三号被保険者となります。

今後、次に該当したときは、

- あなたが、老齢(退職)年金を受けられるようになったとき。
- 住所、氏名を変更したとき。

必ず届出をしてください。

●夫妻から扶養されなくなったとき。(あなた自身が収入を得たとき、離婚したとき等)

●夫妻が会社を退職し、厚生年等の加入者でなくなったとき。

●夫妻が転職し、加入している年金制度が変わったとき。

●あなたが、厚生年金等に加入したとき。

●あなたが、老齢(退職)年金を受けられるようになったとき。

サラリーマンの奥さん(61年4月から第三号被保険者となる)の届出が十月末からはじまる

